

台風21号により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置について

このたびの台風21号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

中部電力株式会社殿は、平成29年10月30日付けで、台風21号の影響により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことを決定されました。これを受けまして当社は、このたびの台風21号により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申出があった場合には、同様の特別措置を講ずることとし、本日、お知らせいたします。特別措置の内容は、次のとおりです。

I. 適用対象

災害救助法適用地域および隣接する地域において被災されたお客さま

II. 特別措置の内容

中部電力株式会社殿が、経済産業大臣に申請し、認可された内容と同様といたします。

※詳細は同社ホームページをご参照ください。

http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3266133_21432.html

III. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

お問合せ	法人のお客さま	： 営業部	03-3282-2350
	個人のお客さま	： カスタマーセンター	0570-000-821

以 上